

法務省告示第二百九十二号

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令(平成十三年法務省令第二十四号)第二条第一項の規定に基づき、法務大臣が指定する電子署名の方式等に関する件(平成十三年法務省告示第五百六十五号)の一部を次のように改正する。

この改正は、平成十七年六月十三日から効力を生ずる。

平成十七年六月十日

法務大臣 南野知恵子

第6の5中「AccreditedSign パブリックサービス2(平成13年総務省・法務省・経済産業省告示第5号)」を

「(1) AccreditedSign パブリックサービス2(平成13年総務省・法務省・経済産業省告示第5号)

(2) ビジネス認証サービスタイプ1 - G(平成15年総務省・法務省・経済産業省告示第6号)」

に改める。